

様式第二十三（第五十八条第五項関係）

形質変更時要届出区域台帳（区域指定解除により消除）

八王子市

整理番号	整－30－1	指定年月日・指定番号	平成30年（2018年） 5月25日・形－13	所在地	八王子市子安町三丁目951番の一部	
調製・訂正年月日	平成30年（2018年） 5月25日 調製、令和5年（2023年）10月12日 指定解除					
形質変更時要届出区域の概況	医療刑務所跡地				面積	100 m ²
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨				法第14条の申請に基づく指定		
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類				—		
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				—		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				—		
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨				—		
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
	平成30年（2018年）3月12日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社青秋	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	令和5年(2023年)7月3日 (令和5年(2023年)7月18日)	令和5年(2023年)7月24日	汚染土壤の掘削除去	八王子市	有・無	洗浄/分別

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

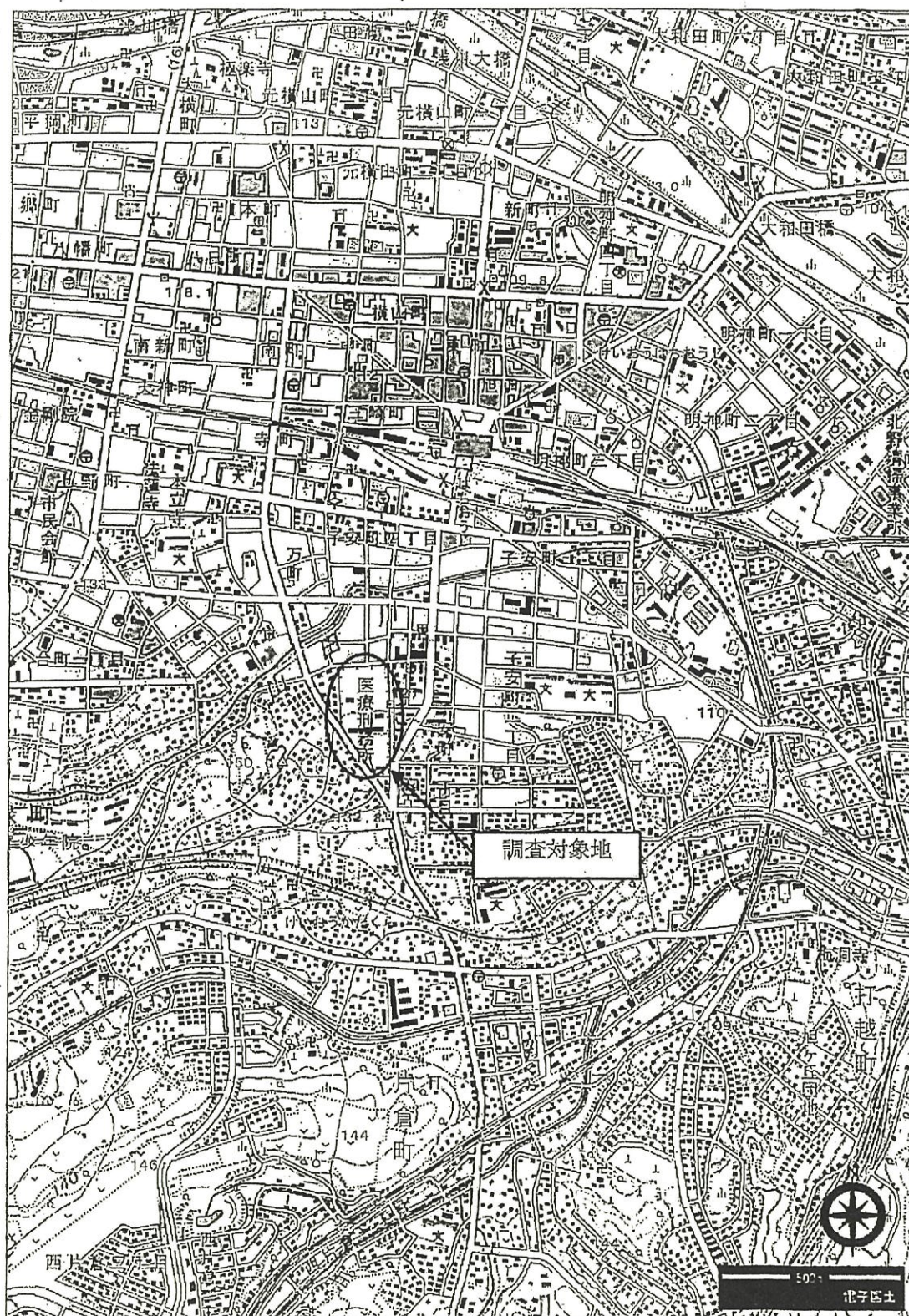


図1 調査地点位置図

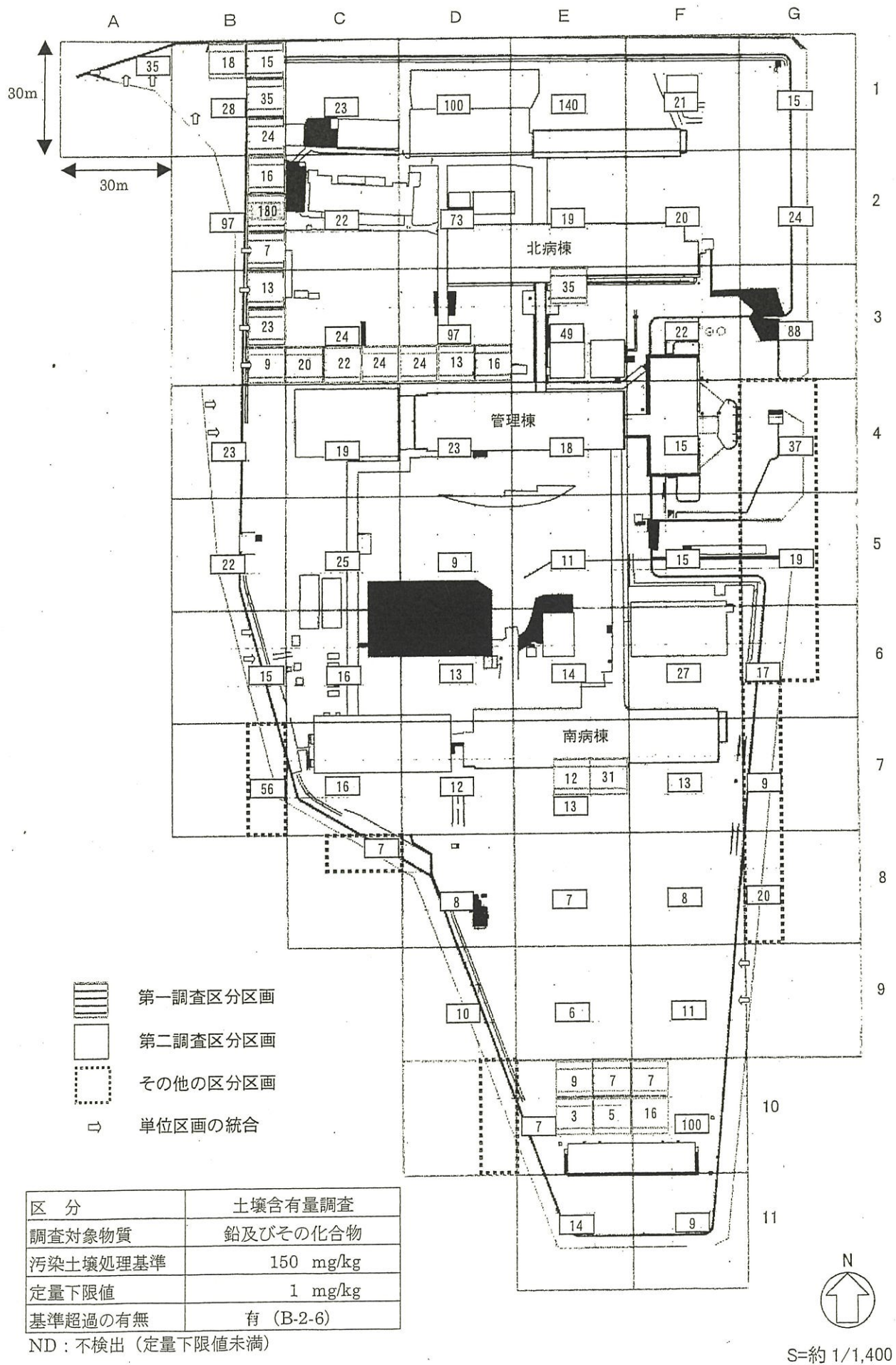
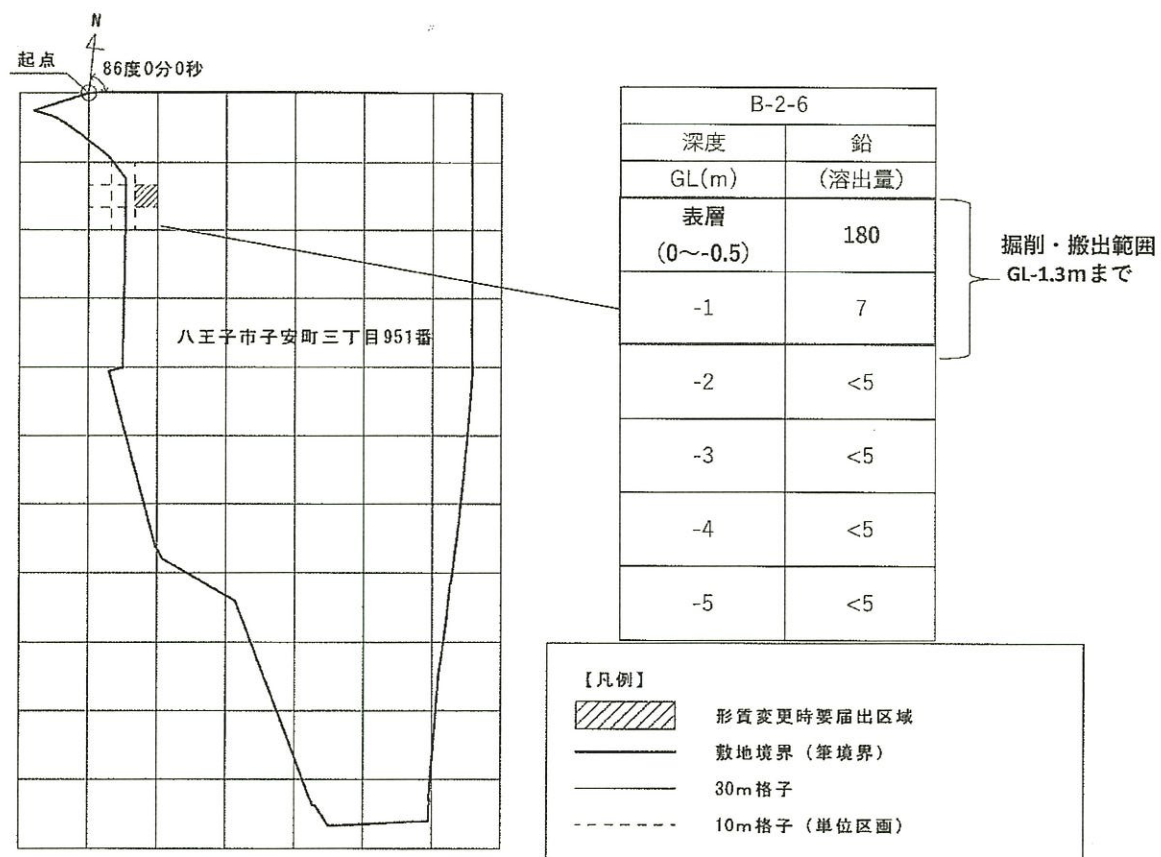


図 2.18 概況調査結果平面図 (含有量-6)

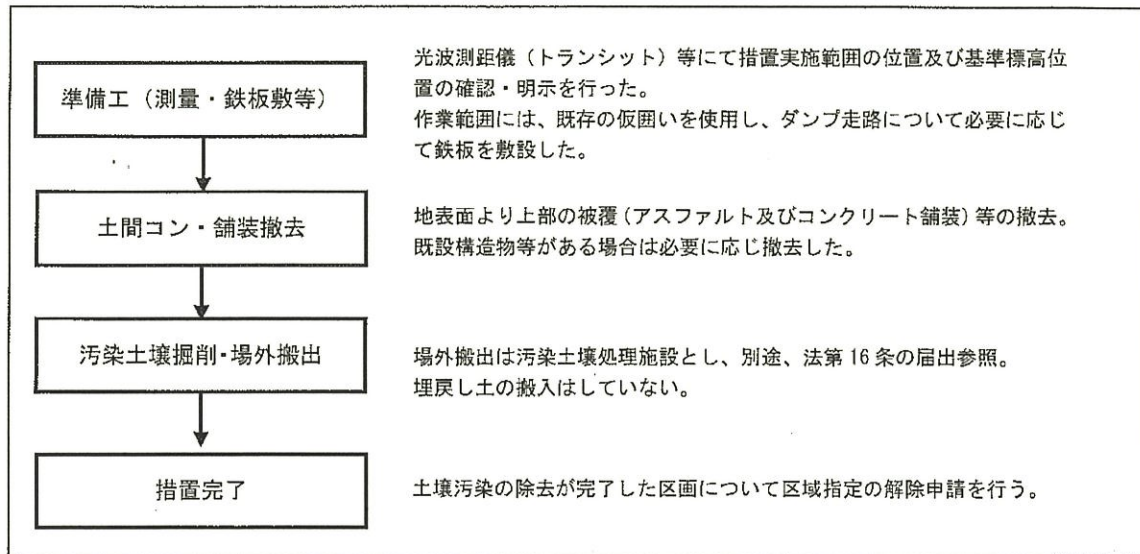
汚染の状況を明らかにした図面



措置方法に関する事項

1、施工フロー図

施行のフローを以下に示す。



2、施工会社：株式会社熊谷組

3、汚染土壌の搬出先

成友興業株式会社 城南島第二工場（浄化等処理施設・分別等処理施設）

※別途、法第 16 条にて届出

4、施工方法

対策フロー図内の詳細について下記に示す。

① 準備工

- ・位置出し測量：既往調査の起点より、光波測量及びレベル測量を実施し、施工区画の位置出しを行った。
- ・敷板敷設：自動車のタイヤに基準不適合土壌が付着することを防止するため、敷鉄板等を敷設した。
- ・仮囲い：周辺への粉塵飛散防止や、関係者以外の立入禁止措置のため、仮囲いを設置した。
- ・立て看板：工事内容を明記した、立て看板を設置した。

② 掘削

掘削は低騒音・低振動のバックホーを使用して行い、汚染土壌や粉塵飛散防止のため、作業終了後にはシート等で養生した。また、掘削する深度が最大 1.3m のため、単管とコンパネで簡易山留をして掘削した。

なお、本工事では埋戻しは行っていない。

③ 運搬

掘削した汚染土壌は場内に仮置きはせず、自動車に積み込み場外に搬出した。積み込み時はタイヤ等に基準不適合土壌が付着しないように積み込むが、付着した場合は形質変更時要届出区域内にて、手作業にて払い落した。

運搬は自動車のみで行い、対象地からの搬出車両 1 台ごとに搬出汚染土壌の管理票を交付し管理する。また、「運搬ガイドライン」に基づき、汚染の拡散がないようにダンプの荷台に直接積み込みダンプシート等で養生し搬出した。

④ 雨天等による汚染拡散防止

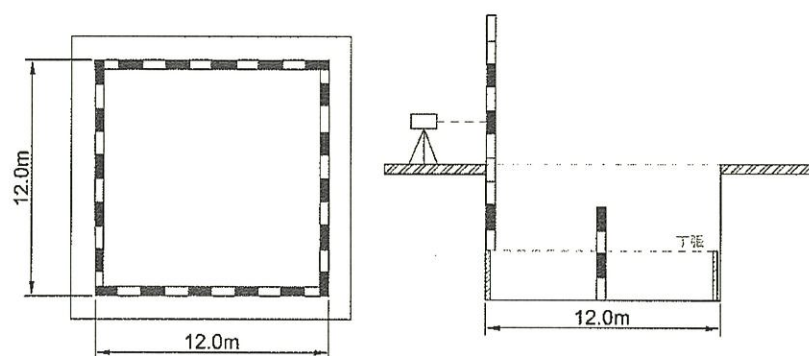
雨天の日は、最終深度深さに達していない掘削底面は、必要に応じてシート養生を行い雨水等の浸透を防止した。

⑤ 作業員の衛生管理

作業員の健康被害防止のため、必要に応じて防塵マスク・ゴム手袋・保護メガネ等を着用させた。作業着、安全靴、手袋等に付着した基準不適合土壌は、形質変更時要届出区域内にて払い落した。

⑥ 出来形管理

- ・対象区画において測量し、所定の範囲の汚染土壌が掘削除去されたことを確認した。
- ・平面寸法確認は、基本的に1区画4辺で行い、形状によって必要だと判断される場合は確認した。
- ・掘削深度確認は、1区画毎とし基本的に区画の4隅と中央の5か所で確認した。
- ・測定結果は、表に取りまとめ管理するとともに、写真も撮影した。



土地の形質の変更の施行方法を明らかにした図

- ・平面範囲（単位区画）が計画通り確実に掘削されたことを測量により確認した。
- ・深度範囲が計画通り確実に掘削されたことを測量により確認した。
- ・掘削深度が確認できるよう現場写真を撮影し、記録した。

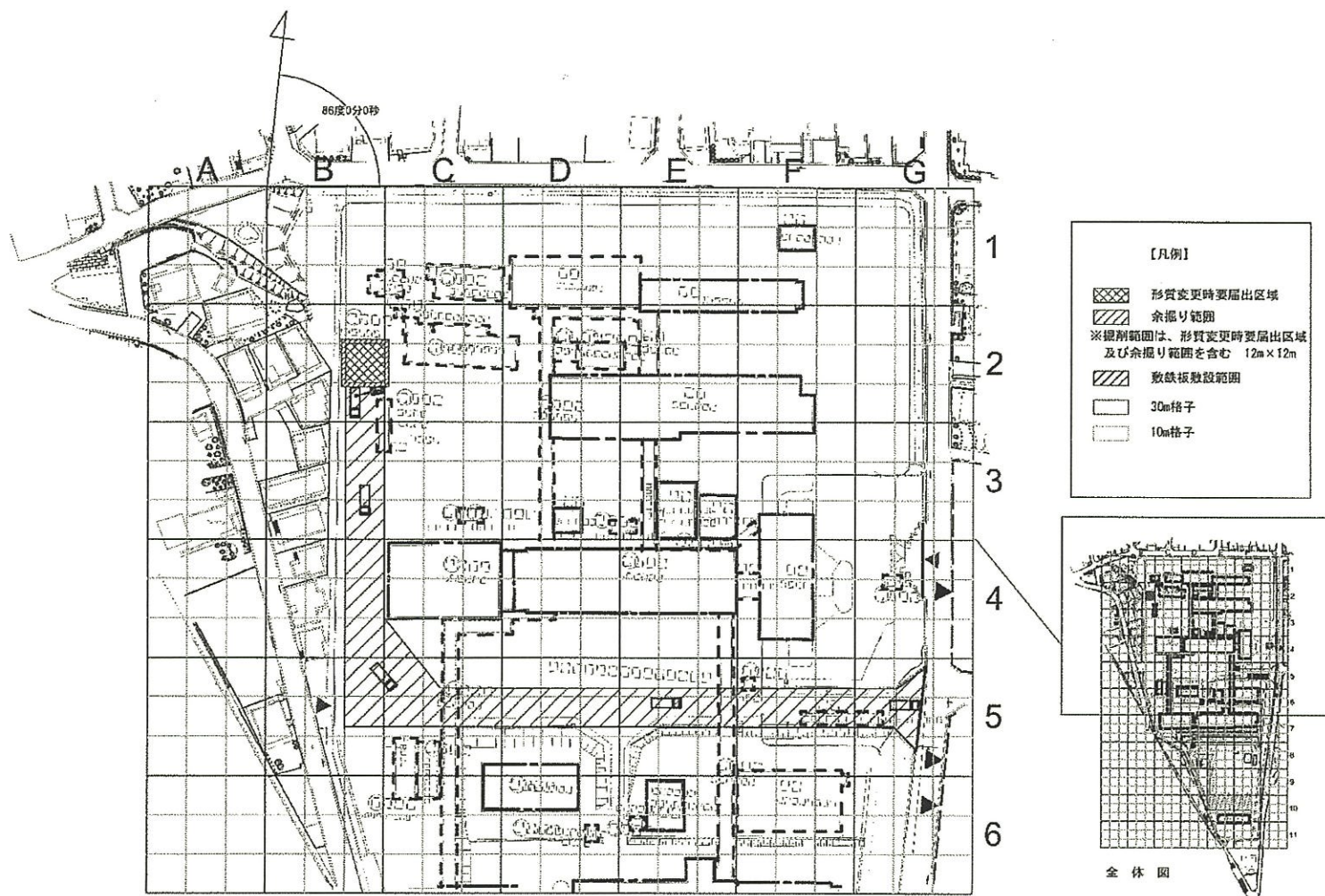
⑦ 汚染土壌処理

汚染土壌処理施設は、認可を受けた処理施設にて処理を行った。

⑧ 埋戻しについて

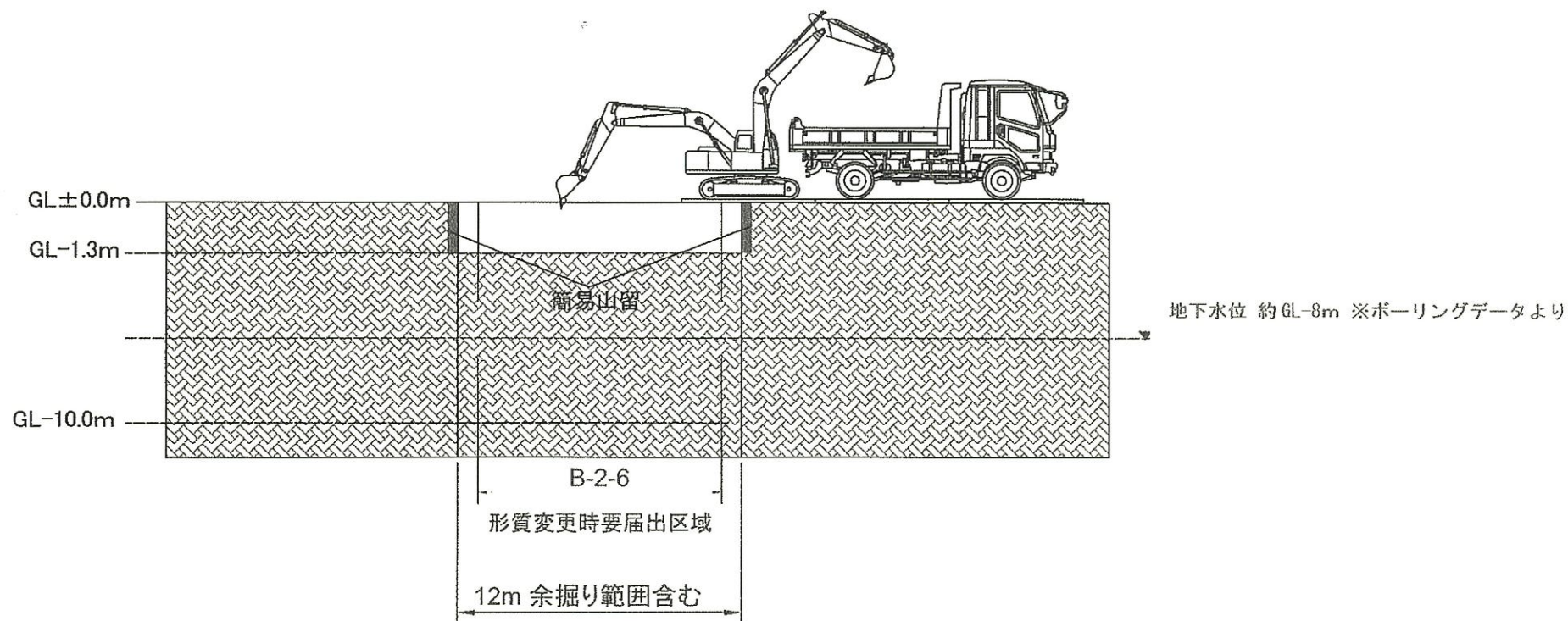
本工事では埋戻しは実施しない。

施工方法を明らかにした平面図・断面図（平面図）

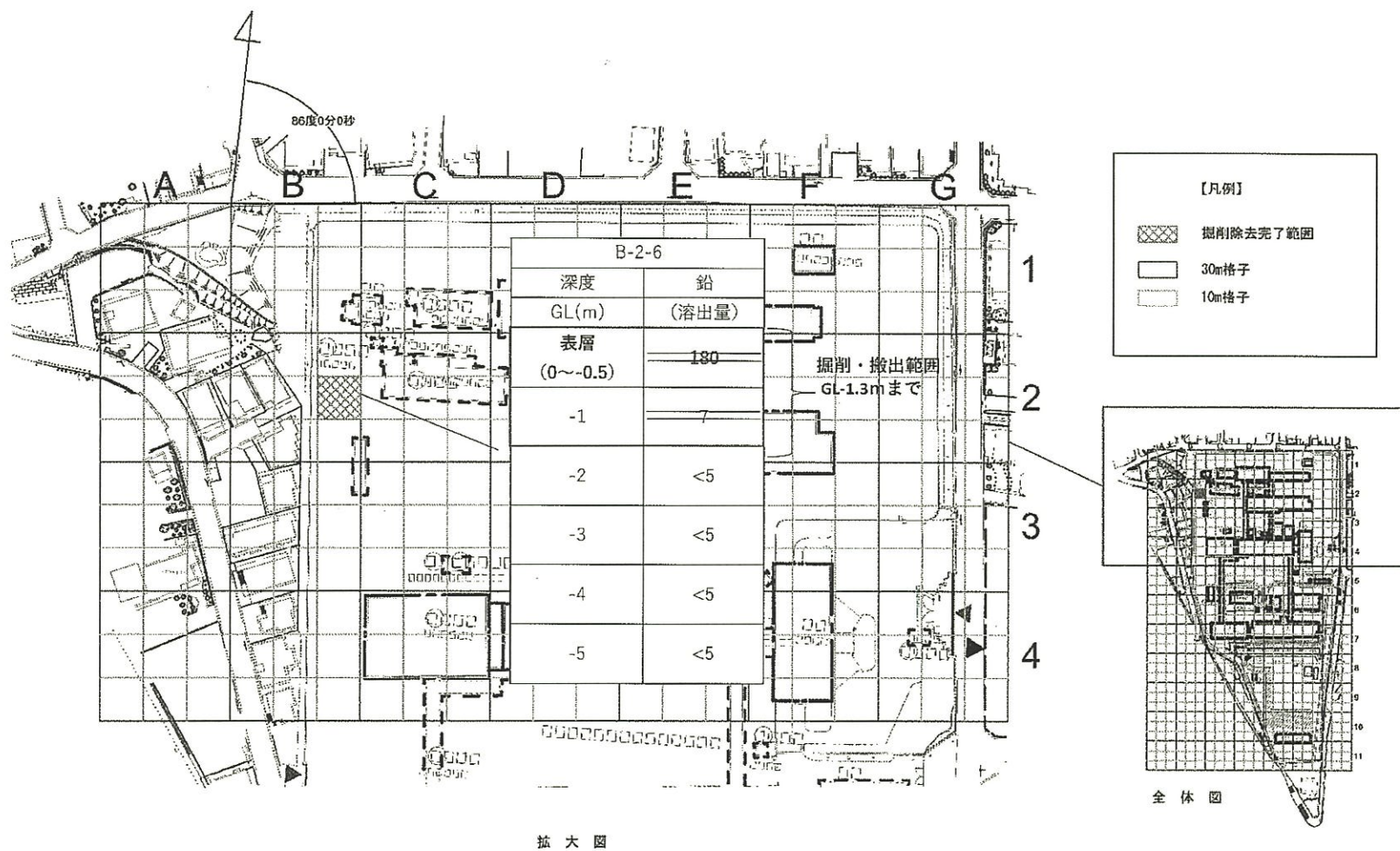


拡大図

施工方法を明らかにした平面図・断面図（立体図・断面図）



土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面



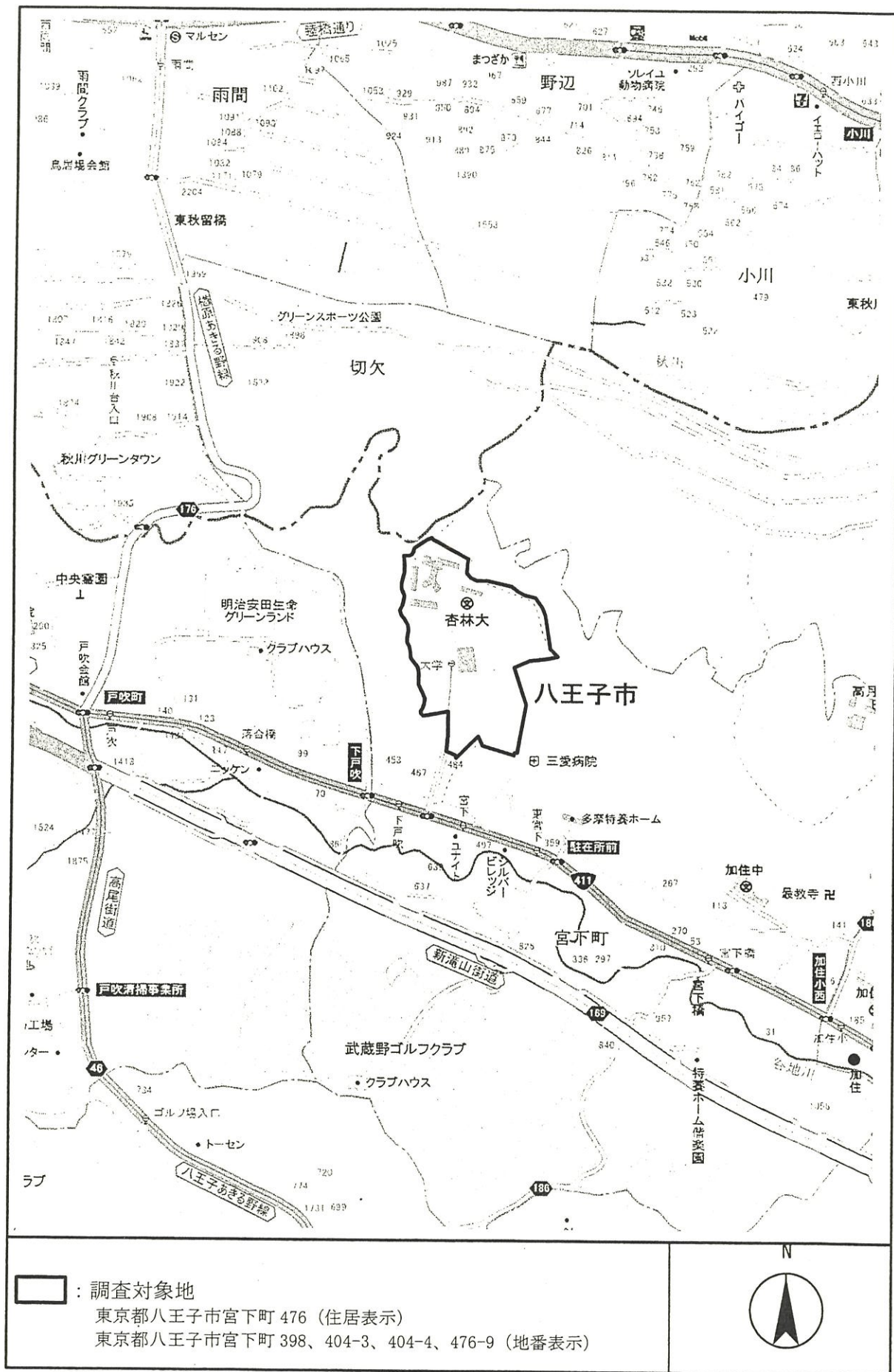


図 1-1-1 調査対象地案内図

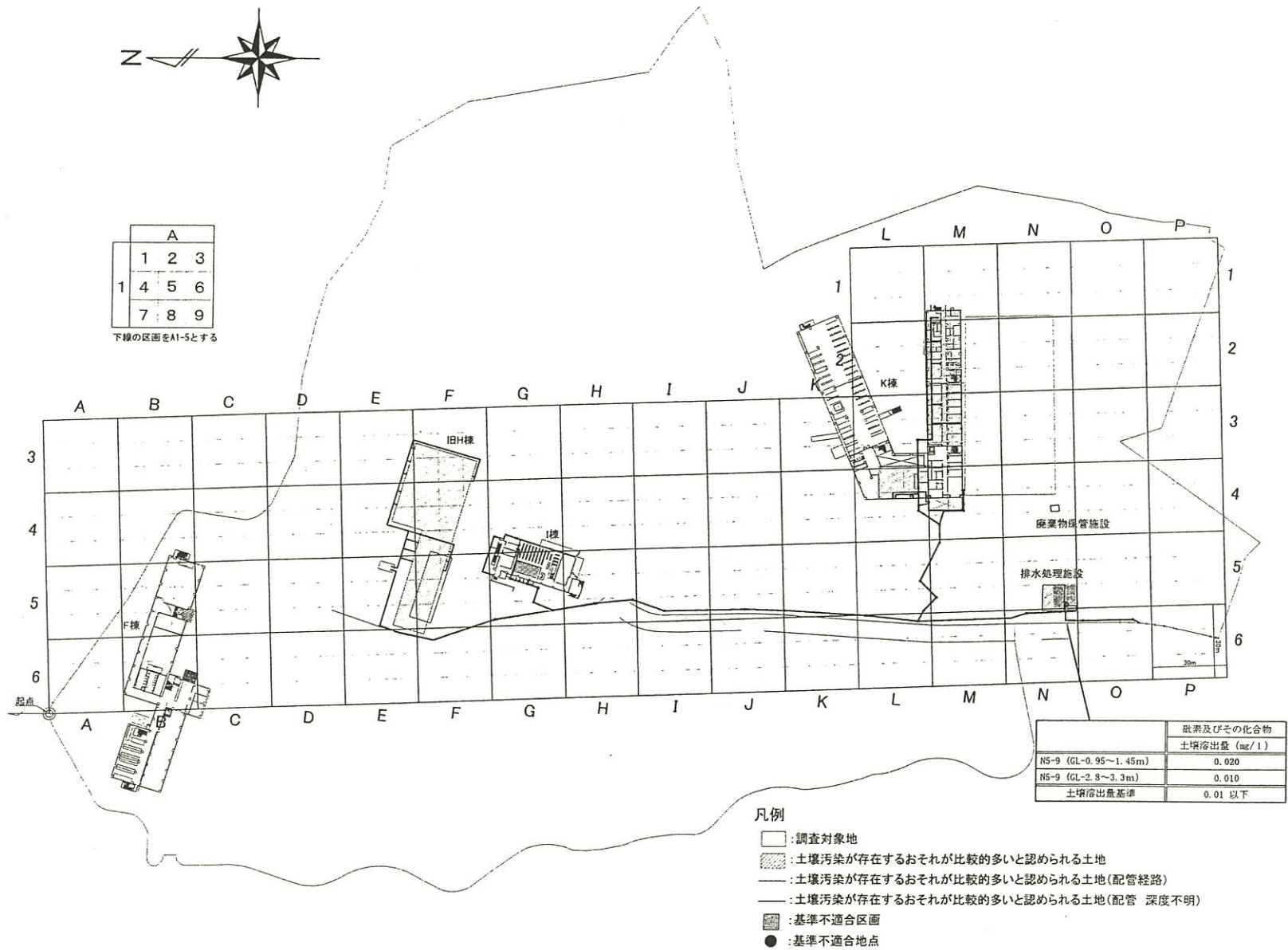


図 1-3-1 調査結果図

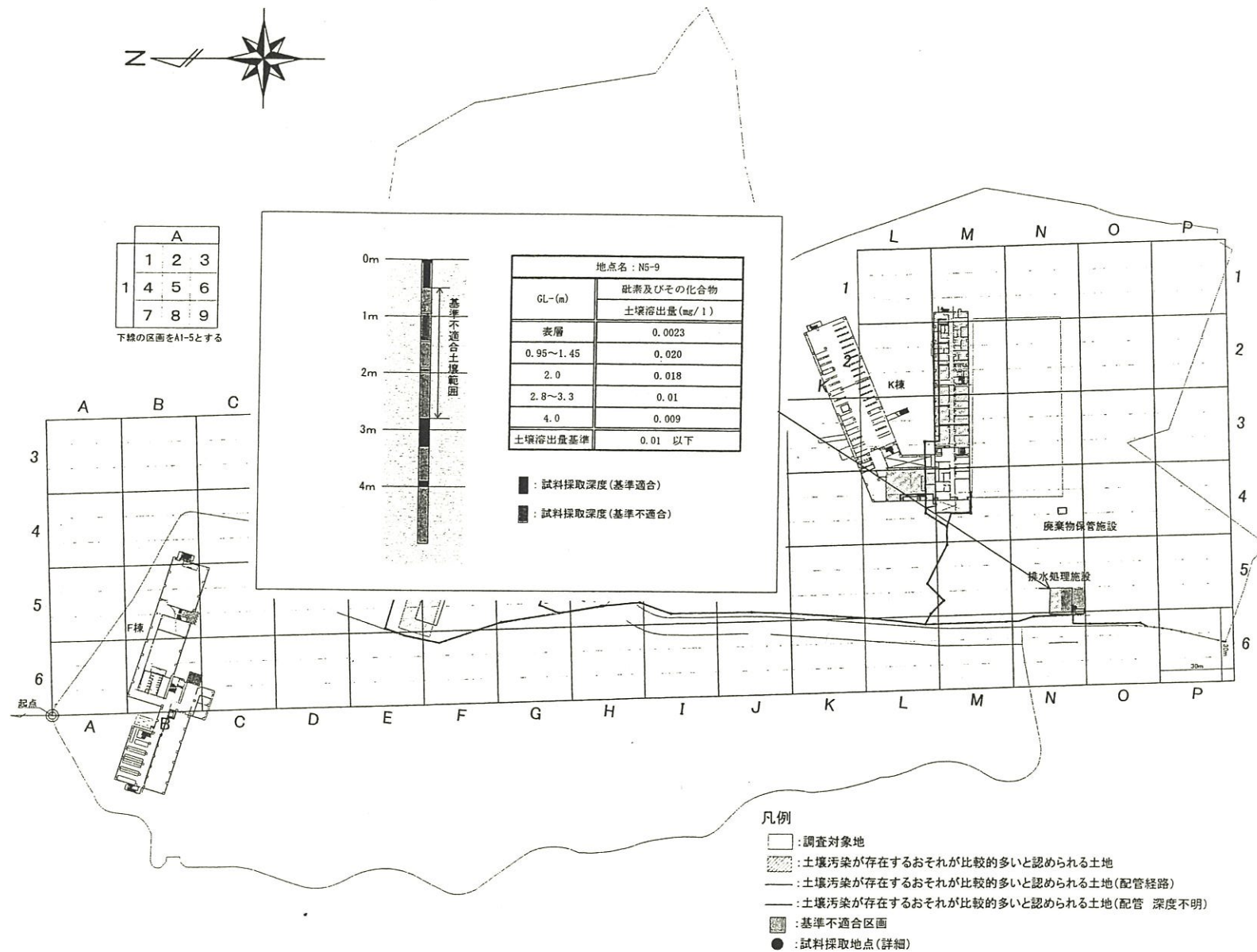


図 2-3-1 詳細調査結果図